

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令（案）について

1 趣旨

- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）及び雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が第 190 回国会に提出され、平成 28 年 5 月 13 日に成立したところである。

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の一部の施行日（職業安定法及び雇用対策法関係部分）は、公布日（平成 28 年 5 月 20 日）から起算して 3 月を経過した日（同年 8 月 20 日）。

- 改正法の一部の施行に伴い、職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）及び雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）等の規定について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

1. 職業安定法施行規則

（1） 厚生労働大臣に通知する事項等

- ① 改正法による改正後の職業安定法（以下 1. において「法」という。）第 29 条第 2 項により特定地方公共団体が厚生労働大臣に通知しなければならない事項について、次のとおりとすること。
 - ア 特定地方公共団体の名称
 - イ 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
 - ウ 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
 - エ 担当者の職名、氏名及び電話番号
 - オ 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容
 - カ 地方公務員の退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として無料の職業紹介事業を行う場合は、その旨
 - キ 法第 29 条第 3 項の規定により取扱職種の種類等を定める場合における当該取扱職種の範囲等
- ② 通知事項に変更があった際、その旨及び変更年月日を厚生労働大臣に通知すること。
- ③ 法第 29 条の 2 により、特定地方公共団体が厚生労働大臣に通知しなければならない事項について、次のとおりとすること。
 - ア 無料の職業紹介事業を廃止した年月日
 - イ 無料の職業紹介事業を廃止した理由

(2) 取扱職種の範囲等の明示の方法等

- ① 法第 29 条の 4 の厚生労働省令で定める事項について、求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とすること。
- ② 法第 29 条の 4 による明示は、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わなければならないこと。
 - ア 書面の交付の方法
 - イ 電気通信回線を通じて送信し、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

(3) 公共職業安定所から特定地方公共団体に提供する情報等

- ① 法第 29 条の 5 の厚生労働省令で定めるものについて、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの（当該求職者の法第 4 条第 10 項に規定する個人情報等を除く。）とすること。
- ② 法第 29 条の 5 の厚生労働省令で定める方法について、書面の提出による提供とすること。
- ③ 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができないおそれがあると認めるときは、情報の提供を停止することができること。

2. 雇用対策法施行規則

(1) 要請の手続き等

- ① 当該改正法による改正後の雇用対策法（以下 2. において「法」という。）第 32 条第 1 項の地方公共団体の長による要請（以下「措置要請」という。）をするときは、その内容及びその理由を記載した書面を添えるものとすること。
- ② 措置要請を行った地方公共団体の長は、都道府県労働局長から法第 32 条第 2 項の通知を受けた場合、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に同条第 1 項から第 3 項までの権限を行うよう求めることができること。
- ③ ②の求めがあったときは、厚生労働大臣は、措置要請について自ら法第 32 条第 1 項から第 3 項までの権限を行うものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、法第 32 条第 3 項の規定により意見を聴く者を選定するに当たっては、次に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意見を聴いて選定するものとする。
 - ア 学識経験者
 - イ 措置要請に係る地方公共団体
 - ウ その他厚生労働大臣又は要請地方公共団体の長が必要と認める者

(2) 雇用対策協定の内容に係る要請の手続き等

- ① 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を締結することができること。
- ② 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があったときは、要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の合理的な理由がある場合を除き、業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会を組織することができること。

(3) 権限の委任

法第 32 条第 1 項から第 3 項まで及び (1) ④ウに規定する厚生労働大臣の権限を、都道府県労働局長に委任すること。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げないこと。

(4) ハローワーク特区の廃止

ハローワーク特区に係る規定を廃止すること。

3. その他

- ① 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）附則第 15 条の 5 第 2 項に規定する被災者雇用開発助成金の支給対象の明確化
- ② その他所要の規定の整理

3 根拠法令

- ・改正法による改正後の職業安定法第 29 条、第 29 条の 2、第 29 条の 4、第 29 条の 5、第 29 条の 9
- ・改正法による改正後の雇用対策法第 32 条、第 37 条等

4 スケジュール（予定）

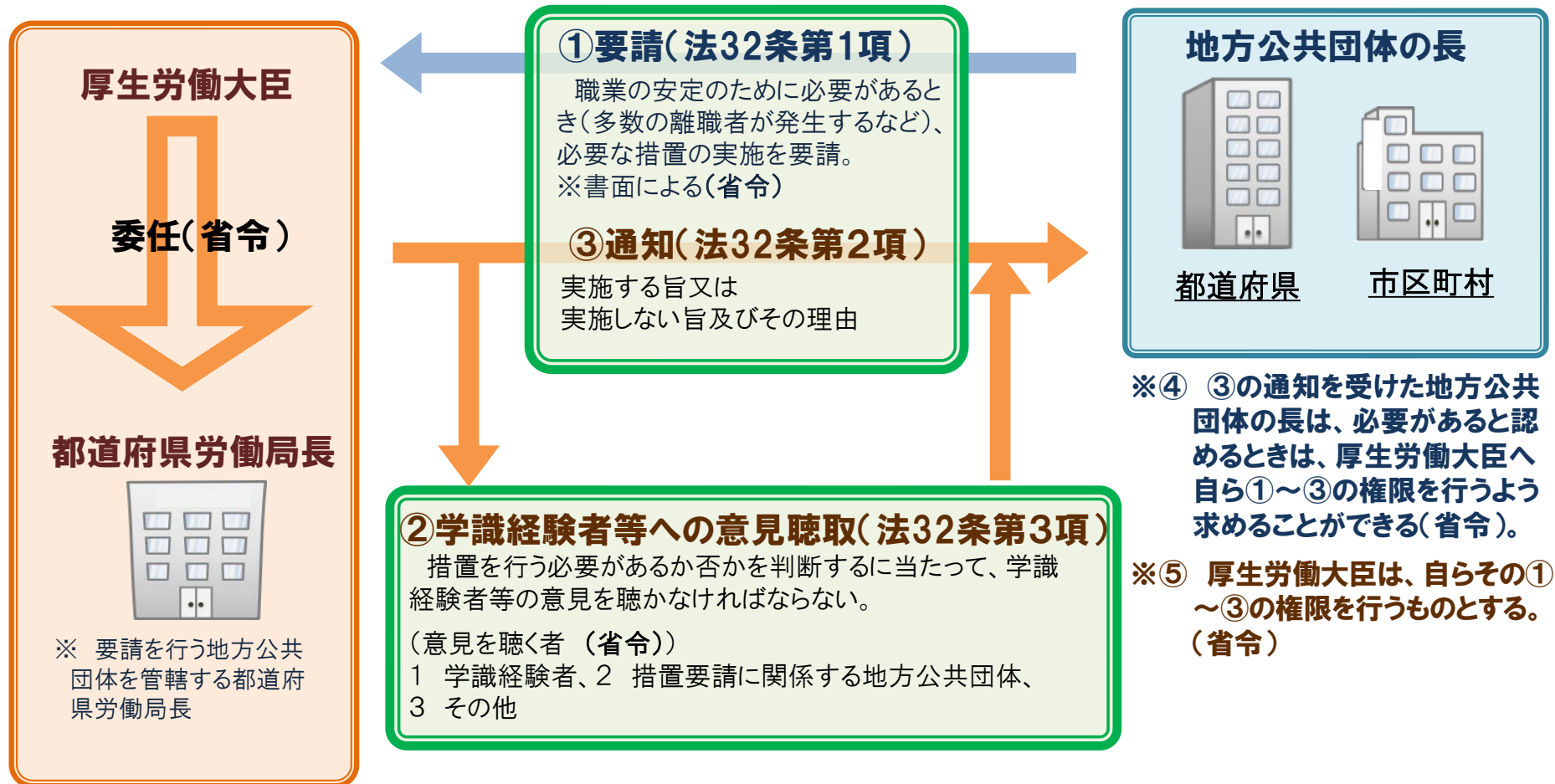
公 布：平成 28 年 8 月中旬

施 行：平成 28 年 8 月 20 日

雇用対策法に基づく地方公共団体から国への要請

第6次地方分権一括法の一部施行（平成28年8月20日施行）

雇用対策法の一部改正を含む第6次地方分権一括法（平成28年法律第47号）により、国と地方公共団体の連携を強化するため、地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請することができることとされた（法第32条第1項）。



雇用対策協定に基づき要請がなされた場合は、その内容が法令又は予算に違反する場合その他の要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。(省令)